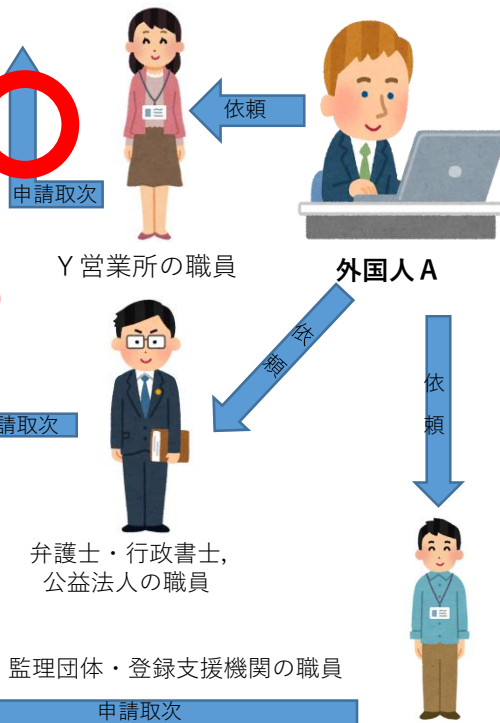


A 入管の管轄区域

(このお知らせで説明している
申請等取次の仕方)

外国人 A が
受け入れられている又は受
け入れられようとしている
機関 X の Y 営業所

A 入管

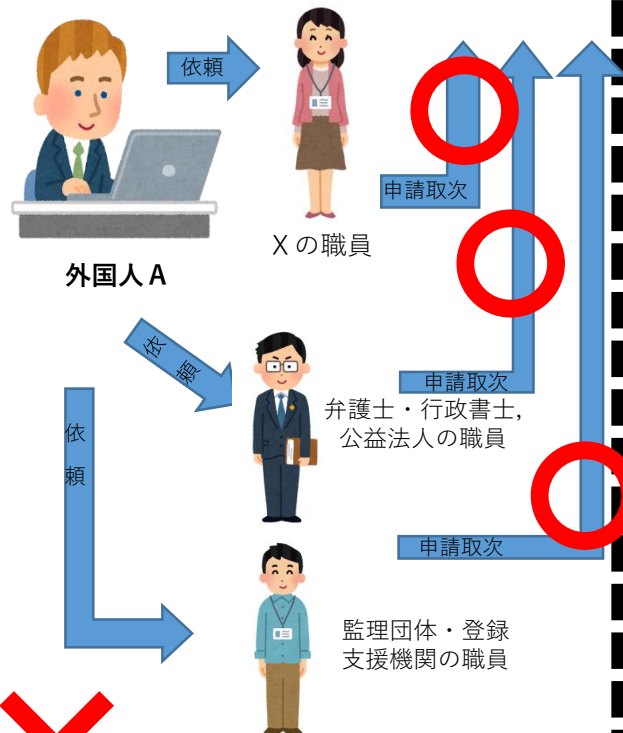


B 入管の管轄区域

(従来の申請等取次の仕方)

住居

B 入管



C 入管の管轄区域

※当該外国人の人事・労務管理を行っている等の事情により、申請取次が認められる場合があります。詳細は地方出入国在留管理局へお問い合わせ下さい。

外国人 A が
受け入れられている又は
受け入れられようとして
いる機関 X の Z 営業所

C 入管

